

訪問系サービスに係る
新型コロナウイルス感染症関連情報

目次

1 福岡市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

- (1) 事業所等の職員、利用者がPCR検査等を受検することになった場合の報告について…………… 1
- (2) 新型コロナウイルス感染予防対策の徹底等について（通知）…………… 3
- (3) 令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査
について…………… 5

2 人員基準等の臨時的な取り扱いについて

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について（第3報）」に関するお知らせ…………… 7
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて…………… 9
- (3) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について（第5報）」に関するお知らせ…………… 10
- (4) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について（第7報）」に関するお知らせ…………… 12
- (5) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について（第12報）」に関するお知らせ…………… 14
- (6) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について（第14報）」に関するお知らせ…………… 16

3 参考HP（厚生労働省）…………… 17

指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

事業所等の職員、利用者が P C R 検査等を受検することになった場合の報告について

各事業所等の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に日々ご尽力くださ
いまして、大変感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、これまで職員や利用者が P C R 検査を受ける場合は、当課へ
全件ご報告いただいていたのですが、昨今電話が集中し、対応困難となる例が発生しております。

つきましては、報告が必要な場合の取扱いを下記のとおり変更しますので、お知らせいたしま
す。

なお、事業所におかれましては、引き続き職員や利用者、その同居家族等の健康状態や検査受
検状況をしっかりと把握していただき、下記の「2」の項目に該当しない場合も、職員又は利用
者が感染した疑いが強いと管理者が判断した場合はご連絡ください。

記

1 取扱いを変更する日

令和 3 年 5 月 15 日（土）から

2 当課へ報告が必要な場合

(1) 職員又は利用者及びその同居家族が、新型コロナウイルスに感染した場合

※抗原簡易キットを用いた検査で、陽性と判明した場合も含む。

(2) 職員又は利用者が、保健所から濃厚接触者と判定され、P C R 検査を受ける場合、また
その検査結果

3 報告の際に伝えていただきたいこと

(1) の場合

- ・氏名、生年月日（生年月日は利用者のみ）
- ・感染判明日（P C R 検査等で陽性だと分かった日）
- ・感染が分かるまでの経緯
- ・感染者の最終利用日（出勤日）
- ・濃厚接触者の有無、その氏名（利用者及び職員のみで可）、P C R 検査予定日
※保健所へ提出した資料もメールでお送りください。

(2) の場合

- ・保健所から濃厚接触者と判定された日
- ・検査予定日
- ・濃厚接触者と判定されるまでの経緯
- ・濃厚接触者の最終利用日（出勤日）

- ・他の濃厚接触者の有無

※保健所へ提出した資料がある場合は、メールでお送りください。

【参考】 当課への報告が不要な場合

- ・職員又は利用者が、発熱等で病院を受診し、PCR検査を受ける場合
- ・職員又は利用者が無症状で、単にルール上、PCR検査を受けなければならない場合（例えば、手術や入院する場合の事前検査など）
- ・職員又は利用者の家族が、PCR検査を受ける場合

<問い合わせ・連絡先>

1 平日の場合

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課 指定指導第2係

電話：711-4249

2 土日祝日の場合

障がい福祉課の緊急携帯電話

電話：070-1260-5236（対応時間：13時～18時）

※土日祝日に、障がい福祉課（平日の電話番号）の電話や、緊急携帯電話の対応時間外に電話がかかっている例がありますので、お間違えのないようお願い致します。

指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 様

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染予防対策の徹底等について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、入学・就職や歓送迎会等により人の移動や集まる機会が増える時季を迎え、既に陽性者も増加傾向にあり、今後、急速な感染拡大が懸念されています。

障がい福祉サービス事業所等では、第6波において、約200事業所で400人を超える感染者が発生しております。入所者や利用者は重症化しやすいため、従事者は健康管理や積極的なワクチン接種など、感染予防対策を徹底し、ウイルスを持ち込まないことが非常に重要です。

つきましては、下記にご留意の上、引き続き対策を徹底いただくよう、お願いいたします。

記

1 感染予防対策の徹底

従事者の出勤時における健康状態の確認の徹底及び風邪症状がある場合の勤務見合せなど、ウイルスを持ち込まないための対策や、食事時の黙食、休憩中・職場以外でもマスクの着用・密の回避・こまめな手指消毒等の感染予防対策並びに従事者の自己管理を徹底してください。

なお、感染拡大防止対策動画・テキストを市ホームページ（裏面 URL 参照）に掲載しておりますので、積極的にご活用ください。

2 スクリーニング検査の活用

できる限り早く無症状等の感染者を把握し、感染拡大防止策を講じることができるよう、市の「介護施設従事者等へのスクリーニング検査事業」により、従事者及び新規入所者（短期入所利用者を含む。）に対する検査を徹底してください（従事者は週1回程度、新規入所者は入所時に1回）。

3 ワクチン接種の推進

現在の福岡市における感染者は、未接種又は1・2回目接種のみの方が多くを占めている状況です。ワクチン接種の効果は時間の経過に伴い徐々に低下するため、3回目接種を行うことで感染予防や重症化予防などの効果が高まると報告されています。ついては、出張接種の仕組みも活用のおうえ、利用者・入所者（従事者含む）への3回目接種を積極的に推進いただくようお願いいたします。

4 感染発生時のサービス提供体制の確保

障がい福祉サービス事業所等は支援が必要な方が多数利用しており、感染発生時でも、感染拡大防止対策を徹底した上で、継続的なサービス提供が必要となりますので、感染発生時のサービス提供体制維持のための方策を日頃より検討してください。

裏面あり

5 感染者等が発生した場合の報告

従事者や利用者・入所者が感染した場合は、障がい福祉課へ速やかに報告をお願い致します。

【平日の連絡先】

障がい福祉課：092-711-4249

【休日の連絡先】

障がい福祉課緊急携帯電話：070-1260-5236（対応時間：13時～18時）

※注意※

最近、従事者等の感染について、保健所に報告したことをもって、障がい福祉課には報告しなくてもよいと誤解されている事業所が一部に見受けられます。

保健所から障がい福祉課への感染者の連絡はありませんので、必ず障がい福祉課へ速やかに報告をお願いします（訪問系事業所及び入所施設においては、濃厚接触者と判定された場合も報告をお願いします。）。

<参考>

動画・テキスト掲載ページ

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 >
福祉事業者に関すること > 事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等）> 新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大防止対策について
https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5030302_2.html



福岡市 福祉局 障がい者部 障がい福祉課
TEL：092-711-4249
E-Mail：syougai-gyomukanri@city.fukuoka.lg.jp

(公印省略)
保障福第2152号
令和4年3月25日

各施設管理者様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局障がい者部障がい福祉課)

令和4年度 新型コロナウイルス感染症に係る
医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査について

皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に日々御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、いまだ感染の終息が見えない中、引き続き、感染対策を講じる必要があることから、現在実施しております「医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査」を、下記のとおり、令和4年度も実施いたします。

各施設におかれましては、本スクリーニング検査の活用等を含め、今後とも、感染拡大防止に御尽力くださいますようお願いいたします。

なお、令和3年度内(R4.3.31まで)の使用実績については、裏面(2 令和3年度における抗原簡易キットの使用実績報告について)をご確認の上、4月8日(金)までに報告をお願いいたします。

※スクリーニング検査とは

新型コロナウイルスに感染している可能性のある従事者等を早期に発見し、施設内での感染拡大を防止するため、無症状の従事者に対して定期的に行う検査。(新規入所者は入所時に1回)

記

1 令和4年度スクリーニング検査について

(1) 検査実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※感染状況等により、令和5年3月31日より前に終了する場合があります。

(2) 検査対象者

施設従事者及び介護施設の新規入所者(短期入所者含む)

※介護施設の既存入所者や通所サービス利用者、医療施設の入院患者・入院予定者は検査対象になりません。

(3) 検査方法

鼻腔ぬぐい液を用いた抗原定性検査

(4) 検査頻度の目安

施設従事者：感染状況や各施設の状況等に応じて、柔軟に検査を実施してください。

※ただし、週1回程度を上限とします。

新規入所者：入所時に1回

裏面あり

(5) 申込み

検査を実施する施設単位での申込みとなります。

下の URL または二次元コードから申込専用フォームにアクセスしてください。

(6) 配布数

1回の申込みにつき、約3回分(検査対象者数×3)の抗原簡易キットを配布します。

追加の申込みについては、残り1回分(検査対象者数×1)程度になりましたら、下の URL または二次元コードから申込専用フォームにアクセスしてください。(約1週間で届きます)

※抗原簡易キットの手持ちが3回分以上残っている施設は、残り1回分程度になりましたらお申込みください(※令和3年度中の配布分も含む)。

(7) 注意点

○実施マニュアル(p4~p9)に「抗原簡易キットの申込み・抗原簡易キットの使用法・実績報告・陽性反応が出た場合の対応等」を記載しております。

申込み前に御一読ください。(下の URL または二次元コードからアクセスしてください)

○抗原簡易キットは、定期的なスクリーニング検査のために配布いたします。

※施設への備蓄や緊急時の使用のみを目的とした申込みは御遠慮ください。

○抗原簡易キットの使用実績は、厚労省に報告する必要がありますので、使用後は速やかに実績報告をお願いいたします。

※使用実績が確認できない場合などは、受託事業者(株式会社ムトウ)から電話等により連絡を行うことがあります。

(8) 受託事業者

株式会社ムトウ(令和3年度と同じです)

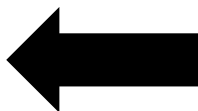
2 令和3年度における抗原簡易キットの使用実績報告について

令和3年度中(R4.3.31まで)の抗原簡易キットの使用実績については、令和4年4月8日(金)までに、結果報告フォームへ入力をお願いいたします。

下の URL または二次元コードから結果報告フォームにアクセスしてください。

3 添付資料

福岡市医療・介護施設向け抗原定性検査実施マニュアル



・申込専用フォーム
・結果報告フォーム
・実施マニュアル
左の二次元コードを読み取ってください。

(URL) https://www.wism-mutoh.jp/special/?health_flg=1&id=1640067957-973276

【お問合せ先】

株式会社ムトウ

TEL 092-631-0047

(受付時間：平日 9:00~17:00)

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」に関するお知らせ

令和 2 年 3 月 10 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」において、人員基準等の臨時的な取扱い及び都道府県等からの取扱いに対する質問への回答が示されております。

厚生労働省が示した質問に対する回答中、訪問系サービス事業所につきましては、特に問 5 と問 6 が関係しており、当該内容について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 別添文書

令和 2 年 3 月 10 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」

2 上記事務連絡の問 5 と問 6 について

(1) 問 5 について

【問 5 の概要】

新型コロナウイルス感染疑い者へのサービス提供にあたり、利用者・家族及びヘルパーの感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間となった場合の報酬算定について、居宅介護等においては、個別支援計画等に定められた内容のうち、地域生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、提供時間が 20 分未満となった場合でも「30 分未満」の報酬算定は差し支えない。

重度訪問介護についても同様の場合においては、1 事業者における 1 日の利用が 3 時間未満であっても報酬請求は可能であり、また、提供時間が 40 分未満となった場合でも「1 時間未満」の報酬算定は差し支えない。

《福岡市補足－30分以上の取扱い》

例えば、所要時間が「1時間」の身体介護の個別支援計画（新型コロナウイルス発生以前に作成した計画）であったものについて、感染リスクを下げるため、時間短縮を行い、かつ必要となる最低限のサービス提供を行うとして、30分以上49分以下の支援計画となった場合でも、「30分以上1時間未満」の報酬算定を可能とします。（20分未満の時間を切り捨てる対応をしない）

この場合、必ず利用者に説明を行ってください。

また、「1時間」の個別支援計画はそのまま残し、他の文書で、感染リスクを下げるための措置であることを明記し、時間短縮後の計画の概要の記録をお願いします。

重度訪問介護についても同様の考え方でご対応下さい。

(2) 問6について

【問6の概要】

訪問系サービスについて、通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、必要な資格を持った人員が確保出来ない場合、一時的、かつ利用者に配慮したものであれば、資格のない者であっても、他事業所等で従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、従事することは差し支えない。

《福岡市補足－「市町村が認める者」の手続》

問6の対応により、一時的に訪問系の各種サービスに従事する資格を有さない者がサービス提供を行おうとする場合は、障がい福祉課に電子メール等でご連絡ください。

事情や、従事者の他事業所での障がい者等へのサービス提供の経験などを確認します。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市保健福祉局障がい福祉課 担当：濱田

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougaijigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

移動支援事業者 代表者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて(通知)

今般、別添のとおり厚生労働省より移動支援事業の取扱いに関して示されましたので、下記のことをお知らせいたします。

記

1 令和 2 年 3 月 13 日付厚生労働省事務連絡（別添）の概要

「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、移動支援を実施したものと取り扱ってよろしいか」との問いに対し、「当該地域で新型コロナウイルスの感染症が確認されており、利用者に感染するおそれがある場合等であって、他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえた上で、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱って差し支えない。」との回答が示されております。

2 福岡市における対応

福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とします。

なお、当該取扱いは、移動支援による外出を予定していた（計画があった）ことが前提であることに、十分ご留意ください。

また、当該取扱いを行う場合、支援の実施内容のほか、当初の移動支援の計画内容や居宅での支援の必要性に関する記録を作成し、適切に保管してください。適宜、報告を求めます。

3 別添資料

令和 2 年 3 月 13 日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 - 8 - 1

福岡市保健福祉局障がい福祉課 担当：牛島，立山

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougaijigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 5 報)」に関するお知らせ

令和 2 年 4 月 28 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 5 報)」において、都道府県等からの取扱いに対する質問への回答が示されております。また、これまでの取扱い（第 1 報から第 4 報）がまとめられ、新規追加された箇所については、下線が引かれております。

厚生労働省が示した質問に対する回答中、訪問系サービス事業所につきましては、【全般】問 1 から問 3 及び問 6，【訪問系サービス】問 8 から問 14，【その他】問 26 が関係しており、福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とします。

特に問 14 の当該内容については、福岡市における対応を下記のとおり補足しましたのでお知らせいたします。

記

1 添付文書

令和 2 年 4 月 28 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 5 報)」

2 上記事務連絡の問 14 について

【問 14 の概要】

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの柔軟な取扱いとして、同行援護等について、ヘルパーが単独で買い物の代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とできるか」との問いに対し、「買い物の代行や薬の受け取りの代行等は居宅の家事援助のサービスで可能であるが、居宅介護の支給決定を受けていない利用者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービスや買い物代行等他の手段では代替できない場合、報酬の対象とすることも可能である」との回答が示されている。

【福岡市補足（厚労省確認済）】

当該取扱いは、現に同行援護等の支給決定を受けている者で、かつ、居宅介護（家事援助）の支給決定を受けていない者に対する臨時的取扱いであることから、現に居宅介護（家事援助）の支給決定を受けている者は、居宅介護（家事援助）で実施、報酬算定すること。

なお、当該取扱いを行う場合は、買い物代行等に係る同行援護等の個別支援計画及び支援記録を作成の上、同行援護等で報酬算定すること。

また、現に移動支援事業の支給決定を受けている者で、かつ、居宅介護（家事援助）の支給決定を受けていない者についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービスや買い物代行等其他の手段では代替できない場合は、当該取扱いの対象となることを申し添える。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 - 8 - 1

福岡市保健福祉局 障がい福祉課 指定指導第2係

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 7 報)」に関するお知らせ

令和 2 年 5 月 27 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 7 報)」において、都道府県等からの取扱いに対する質問への回答が示されております。また、これまでの取扱い（第 1 報から第 6 報）がまとめられ、新規追加された箇所については、下線が引かれております。

厚生労働省が示した質問に対する回答中、訪問系サービス事業所につきましては、【全般】問 1 から問 3、問 6、【訪問系サービス】問 8 から問 16 及び【その他】問 29 から問 30 が関係しており、福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とします。

特に問 15 の当該内容については、福岡市における請求時の対応を下記のとおり補足しましたのでお知らせいたします。

記

1 添付文書

令和 2 年 5 月 27 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 7 報)」

2 上記事務連絡の問 15 について

【問 15 の概要】

「留意事項通知第 2 の 2 (1) ③において、居宅介護で「単に 1 回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1 日に居宅介護を複数回算定する場合は、概ね 2 時間以上の間隔を空けなければならないもの。」とあるが、新型コロナウイルス感染症による影響で、利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加や、通所系サービス事業所の休業又は利用者の通所系サービス等の利用控えなどから、訪問の頻度を増やす必要があることを理由に、サービスとサービスとの間

隔が概ね2時間未満となる場合、それぞれの所要時間を合算せず、報酬を算定する取扱いが可能か」との問いに対し、「可能。同行援護においても同様。」との回答が示されている。

【福岡市補足】

本来、身体介護と身体介護等、同一サービス類型でサービス提供の間隔が2時間未満の場合は、前後のサービス提供を合わせて1回として算定するが（いわゆる2時間ルール）、新型コロナウイルス感染症による影響で、利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加や、通所系サービス事業所の休業又は利用者の通所系サービス等の利用控え等から、訪問の頻度を増やす必要があることを理由に、当該取扱いにて請求を行う場合は、**国保連合会へ請求を行う際に伝送している「サービス提供実績記録票」の該当する日付の備考欄に「コロナ取扱い（第7報問15）による」と必ず入力し、請求すること。**

また、移動支援事業も当該取扱いを可能とする。移動支援事業で当該取扱いによる請求を行う場合は、**毎月国保連合会に郵送（持参）している「移動支援事業実績記録票」の該当する日付の備考欄に「コロナ取扱い（第7報問15）による」と必ず記入し、請求すること。**

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市保健福祉局 障がい福祉課 指定指導第2係

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 12 報)」に関するお知らせ

令和 3 年 4 月 22 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 12 報)」において、今般、新型コロナウイルスに係るワクチン接種を実施する場合の障がい福祉サービス等報酬の取扱い等について、別添のとおり示されております。

厚生労働省が示した質問に対する回答中、訪問系事業所につきましては、問 6 が関係しており、福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とし、福岡市における対応を下記のとおり補足しましたのでお知らせいたします。

記

1 添付文書

令和 3 年 4 月 22 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 12 報)」

2 上記事務連絡の問 6 について

【問 6 の概要】

「新型コロナウイルスに係るワクチン接種を医療機関以外の接種会場（例えば、体育館や福祉センター等）で行う場合でも、障害者等が接種会場まで移動する手段として、居宅介護等を利用することが可能か。」との問いに対し、

『居宅介護における通院等乗降介助等が利用可能である。なお、通院等乗降介助等に係る取り扱いについては、「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年 4 月 25 日付障障発第 0425001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「取扱通知」という。）を参照すること。

また、接種会場まで移動する際の外出時の支援として、同行援護、行動援護、重度訪問介護についても、利用可能である。

また、これらを利用する場合には、必要に応じて居宅介護計画等の変更を行う

ことに留意すること。

なお、上記訪問系サービスについては、新型コロナウイルスに係るワクチン接種会場における必要な援助についても、取扱通知の3の(4)のア「移動先における介助の取扱い」等にあるとおり、障害福祉サービス等報酬を算定することが可能である』との回答が示されている。

《福岡市補足》

居宅介護においては、通院等乗降介助のほか、通院等介助での利用も可能である。また、移動支援事業の支給決定を受けている者についても、当該取扱いの対象とすることを申し添える。

なお、当該取扱いを実施する場合には、事前に個別支援計画の変更を行った上で、支援すること。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市保健福祉局 障がい福祉課 指定指導第2係

TEL : 092-711-4249 TEL : 092-711-4818

E-mail : syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 14 報)」に関するお知らせ

令和 3 年 6 月 28 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 14 報)」において、今般、新型コロナウイルスに係るワクチン接種を在宅で実施する際の取扱いについて、別添のとおり示されております。

福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とし、下記のとおり補足いたします。

記

1 添付文書

令和 3 年 6 月 28 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 14 報)」

2 福岡市補足

当該取扱いについては、在宅において接種を行う場合の取り扱いであることに留意すること。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 - 8 - 1

福岡市保健福祉局 障がい福祉課 指定指導第 2 係

TEL : 092-711-4249 TEL : 092-711-4818

E-mail : syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

3 参考HP（厚生労働省）

(1) 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

障害福祉サービス施設・事業所職員の感染症への対応力の向上を目的として、必要な感染症の知識や対応方法をまとめた「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

(2) 障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

新型コロナウイルス感染症に関する自治体・関係団体向け事務連絡等が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html